

公 示 日 : 2021 年 12 月 8 日(水)

調達管理番号 : 21a00968

国 名 : タンザニア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : タンザニア国農業開発銀行能力強化アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 農業開発銀行アドバイザー (農業金融)

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2024 年 2 月中旬

(2) 業務人月 : 現地 12.5、国内 2.5、合計 15.0

(3) 業務日数 :

2021 年度 (2022 年 2 月~2022 年 3 月) : 国内業務 5 日、現地業務 30 日 (渡航 1 回)

2022 年度 (2022 年 4 月~2023 年 3 月) : 国内業務 23 日、現地業務 180 日 (渡航 4 回)

2023 年度 (2023 年 4 月~2024 年 2 月) : 国内業務 22 日、現地業務 165 日 (渡航 4 回)

渡航回数 : 計 9 回 (目安)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回 (契約締結後) : 契約金額の18%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年1月5日(水)（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2022年1月19日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農業金融または農業関連事業投融資に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業セクターは、独立以来、経済成長の主たる牽引役として重要な役割を果たしてきており、GDP の約 28%、総輸出額の約 24%を占め、直接・間接的に人口の約 65%が農業に従事している（タンザニア第 3 次五カ年開発計画（FYDP3）、2021）。しかしながら、自給自足型の小規模農業、インフラや市場・融資へのアクセスの問題（市中銀行の農業セクターへの融資割合は 6.99%）等、さまざまな課題を抱えている。

タンザニアの農業セクター開発の中心は、我が国も主要ドナーの一つとして形成・強化を支援してきた「農業セクター開発プログラム」（Agricultural Sector Development Programme: ASDP）である。現在実施中のフェーズ 2（ASDP2）は、農業金融の強化等による農業セクター向け民間投資の促進や、バリューチェーンへの農家のアクセス拡大を重視している。

そのような背景の下、2015 年には、加工産業等を含む農業バリューチェーン全体を対象とする、政府の開発金融機関（DFI）として設立されたタンザニア農業開発銀行（Tanzania Agricultural Development Bank: TADB）が正式に銀行業務を開始した。TADB は市中銀行の農業セクターへの融資を促進する触媒的役割を担っており、業務開始以来の 4 年間で、農業融資可能額を 1,413 億シリング（約 67 億円）まで拡大し（2019 年 8 月時点）、168 万人の小規模農家（うち 20%は女性）に融資している。また、農産品加工業者 20 社（650 億シリング）に融資するとともに、他行・金融機関の融資 174 億シリング分の信用保証も行っている。また、TADB は、アフリカ開発銀行の融資対象となっており、タンザニアの農業金融の発展に向けた中核となることが期待されている。

他方、TADB はまだ歴史が浅く、農業に特化した開発金融機関としての的確に機能するためには、農業金融、投資分析、バリューチェーン分析等における TADB 職員の能力強化が不可欠である。かかる状況において、タンザニア政府は我が国に対し、TADB に対する日本人専門家の派遣による技術支援及び TADB 職員向けの行内研修実施にかかる支援を要請した。

なお、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」では、同アジェンダの実現に際し金融包摂に留意

すべきであることに言及しており、本案件はこれに合致するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、タンザニア農業開発銀行（Tanzania Agricultural Development Bank: TADB）をカウンターパート機関（以下「C/P」）とし、研修や On the Job Training（OJT）を通じて TADB の能力強化を行うことにより、同国農業セクターの金融アクセス向上を促進し、生産性向上に資する農業インフラ整備や農業資機材の導入等を図り、以てタンザニア農業セクター開発に寄与することが期待される。

本業務で期待される成果は以下の通り。

- （１）投融資案件の発掘、形成、審査、リスク管理、モニタリング等、TADB の金融機関としての基礎的な能力が強化される。
- （２）農家の金融アクセス向上や、民間金融機関に対する補完的機能（信用保証など）等、TADB の農業金融機関としての、また開発金融機関としての体制が整備される。
- （３）今後の TADB の事業拡大可能性および JICA 事業との協力・連携可能性を検討し、提言を行う。

なお、本案件では TADB のニーズや能力強化の優先分野に応じて本業務従事者のほかに 1 名の短期専門家を派遣する想定をしている。当該短期専門家の担当分野については、TADB との事前調整では投融資強化にかかる分野が想定されているが、詳細は本業務開始後 TADB と改めて協議のうえ、業務内容や派遣時期・期間を検討する。

本業務の具体的担当事項は次のとおりとする。

2021 年度（2022 年 2 月～2022 年 3 月）

【国内準備業務】

- ① 既存の JICA 報告書、タンザニア政府の関連政策資料、他ドナー報告書等を参照し、タンザニアの農業および農業金融分野の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA タンザニア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、全体のワークプラン案（英文）を JICA 経済開発部およびタンザニア事務所に提出する。

【現地業務】

- ③ 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P に全体のワークプラン

- を提出し、業務計画の承認を得る。
- ④ JICA タンザニア事務所と相談し、現地コーディネーター（1名）の備上、現地業務に必要なOA機器等の調達を行う。
 - ⑤ 農業省関連部局、投資関連機関、他の金融機関等からタンザニアにおける農業セクターの金融アクセスに関する情報収集、ヒアリングを行い、政策及びその実施状況を把握する。
 - ⑥ TADB の戦略・計画に係る情報収集および課題分析を行う。

2022年度（2022年4月～2023年3月）

【国内業務】

- ⑦ 各現地業務終了後、JICA タンザニア事務所および経済開発部に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果をオンラインで報告する。

【現地業務】

- ⑧ 上記「7. 業務の内容 期待される成果（1）」に関してベースライン調査を行い、下記の項目について TADB の能力強化のための研修・OJT を計画し、実施する。
 - ・ 信用リスク評価および信用リスク評価に係る体制や枠組みの構築
 - ・ 外部資金動員に向けた商業銀行との協調融資案件形成やプロポーザル作成等を通じたドナーからの資金調達
 - ・ 国内外の投資家にとって魅力的な投融資プロジェクトの発掘及び組成
 - ・ 投資分析（個別のフードバリューチェーン分析に係るケーススタディ等）
- ⑨ 上記「7. 業務の内容 期待される成果（2）」に関してベースライン調査を行い、下記の項目について TADB の体制構築のための研修・OJT を計画し、実施する。
 - ・ 債務者のモニタリングおよびモニタリングに係る体制や枠組みの構築（商業銀行、モバイル金融サービス提供者、農業投入物業者等との連携についても検討を行う。）
 - ・ 事業や事業インパクトのモニタリング・評価（M&E）
 - ・ 灌漑等インフラ案件のプロジェクトファイナンス組成
 - ・ 適切な外注・契約管理などを含む、灌漑等インフラ案件の設計・積算や技術審査にかかる技術・ノウハウ
- ⑩ 上記「7. 業務の内容 期待される成果（2）」に関してベースライン調査を行い、下記の項目について TADB の課題分析を行う。
 - ・ 商業銀行に対する信用保証サービスの強化等、農家の金融アクセス改善に向けた機能

- ・ 潜在的な貸出先（中小規模農家、農業投入財業者、食品加工分野の零細・中小企業等）への基礎的金融リテラシー普及に向けた、他の主な関連アクターとの連携強化等
 - ・ 投資関連組織との連携促進、パートナーシップ形成
 - ・ 農業分野の投融資案件検討（実施可否判断やストラクチャー検討等）に係る財務モデルの形成
 - ・ 開発金融機関としての組織構造強化および組織文化浸透
- ⑪ 上記⑧～⑩で検討した項目の中で、TADB としてより強化が必要な分野を検討し、短期専門家の業務内容や派遣時期・期間を TADB、JICA タンザニア事務所および経済開発部と協議のうえ決定する。
- ⑫ 各現地業務終了後、C/P に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

2023 年度（2023 年 4 月～2024 年 1 月）

【国内業務】

- ⑬ 各現地業務終了後、JICA タンザニア事務所および経済開発部に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果をオンラインで報告する。

【現地業務】

- ⑭ 上記⑧～⑨について、研修・OJT を引き続き実施する。
- ⑮ 上記⑩について、分析した課題に対して TADB との意見交換および助言・提言を行う。
- ⑯ TADB が農業保険に関して保険業界団体に対する各種助言等を行っている点を踏まえ、農業保険のニーズ、並びに我が国及びタンザニア国内の民間セクターとの連携による普及可能性に関する情報収集を行う。
- ⑰ 相乗効果発現のため、他の JICA 事業（2021 年 12 月より実施予定のコメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査や、Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP)、カイゼン、クラスターアプローチによる産業開発等）との連携可能性を検討する。
- ⑱ TADB を対象とした JICA 事業や、TADB と連携した将来的な JICA 事業案を提案する。
- ⑲ 各現地業務終了後、C/P に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

【国内整理業務】

- ⑳ 専門家業務完了報告書を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するため、業務の具体的内容などを記載する。

英文電子データ（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ提出）

(2) 現地業務結果報告書

各現地派遣業務終了時に現地業務の結果（具体的業務内容および成果・達成状況）を共有する。

和文電子データ（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所へ提出）

英文電子データ（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P へ提出）

(3) 専門家業務完了報告書

2024年1月30日までに現地派遣期間中／国内業務期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びタンザニア事務所に提出し、報告する。また上記（1）～（2）の報告書の電子データ及びクリーニング済みデータセットも参考資料として添付する。

和文2部（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所）

英文3部（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関）

記載項目（案）は以下のとおりとし、関連資料を添付する。

- 1) 業務の具体的内容・工程（現地派遣期間中／国内業務期間中）
- 2) 業務の達成状況・成果
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処方法・結果
- 4) 業務実施上で残された課題
- 5) 今後の提言

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお、ドラフトを事前に提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ／ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ／ドーハ⇒日本を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA タンザニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・車両関係費
 - ・現地コーディネーター備上費
 - ・OA 機器
 - ・セミナー、研修費用

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容記載」の派遣期間に応じて提案してください。但し、渡航回数、および現地人月と国内人月の合計は、「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

現時点でタンザニア入国時の隔離措置はありません。渡航時点で隔離の必要が発生した場合は、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

なお、本案件で別途派遣予定の短期専門家については別途、業務実施契

約（単独型）にて調達予定です。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：TADB内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料は記載のURLを参照願います。

「Preparatory Survey for Small and Medium-sized Manufacturing Enterprise Finance Promotion Project in Tanzania : Final Report」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12345609.pdf>

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

本案件の評価に当たっては、プレゼンテーションは実施しません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上